



～児童虐待防止法の推進月間～



11月は「子供・若者育成支援強調月間」、「児童虐待防止推進月間」及び「女性に対する暴力をなくす運動」の強化月間になります。
今回は、児童虐待について考えます。



とは、保護者等が監護する子供に対し、以下の行為をすることをいいます。

身体的虐待

- 暴力を振るったり、投げ飛ばす
- 激しく揺さぶる
- タバコの火を押しつける
- 熱湯をかけるなど

性的虐待

- 性的暴力
- 性的行為を強要する
- 性行為を見せる
- 児童ポルノの被写体にするなど

怠慢・拒否（ネグレクト）

- 食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 家に閉じ込める
- 自動車の中に放置するなど

心理的虐待

- 言葉による脅し
- 無視
- 子供の目の前で家族などに暴力をふるうなど

Question&Answer

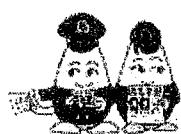
- Q 子供が言うことを聞かないので、「しつけ」として子供の体を叩くのは虐待になりますか。
A 「しつけ」であっても体罰は虐待になります。
令和2年4月に施行された『福島県子どもを虐待から守る条例』でも、子供の「しつけ」に際して体罰を加えてはならないことが明記されています。
- Q 毎日、隣の家から子供の泣き声と親の怒鳴り声が聞こえます。
A 子供の体にアザや傷もあるみたいですが、どこに通報すればよいですか。
A 些細のことでも、児童虐待かなと思った場合は、すぐに通報してください。
通報先は、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」又は市町村役場、福祉事務所、児童相談所、警察署にお願いします。

～発行～
檜原駐在所
湯野上駐在所
～電話～
67-2325
68-2259



福島県警察
YOUTUBE公式チャンネル

おやすみチャンネル登録



指名手配犯の検挙に
ご協力を！！



令和4年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、重要指名手配を始めとして、約530人に上っています。

これらの犯人は、殺人や強盗といった凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領などの事件により指名手配されたもので、再び犯罪を犯すおそれがあり、警察では、特に重大な犯罪の指名手配犯人を選定した上で、毎年11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うなど、犯人の早期検挙に取り組んでいます。

指名手配犯人によく似た人を見掛けた！！といった情報など、どんなことでも結構です、警察に通報していただくようお願いします。

駐在
だ所
より